

京都丹波高原国定公園（仮称）の指定及び公園計画の決定に関する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

平成 27 年 10 月 23 日（金）から 11 月 28 日（土）までの間、今回の指定及び決定案に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においても、これらの結果を報告します。

2. 指定に対する国民の皆様からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・ 電子メールによるもの 18 通
- ・ 郵送によるもの 2 通
- ・ F A X によるもの 1 通

【整理した意見総数】

- ・ 今回の指定及び決定案に係るもの 42 件

3. 今後の予定

平成 28 年 2 月 中央環境審議会に指定及び決定案を諮問

平成 28 年 2 月 中央環境審議会より答申

平成 28 年 3 月 中央環境審議会の答申を踏まえ、指定及び決定内容を官報告示

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
1	<p>名称について</p> <p>名称を変えてほしい。 例えば、「京都丹波高原美山国定公園」、「京都丹波美山国定公園」、「京都丹波美山の森国定公園」、「京都丹波高地国定公園」や「芦生」、「京都美山」、「京都北桑田」を入れたもの。「丹波」というと、丹波篠山が有名で有り、また、丹波高原は、地域が広すぎるため、分かりにくい。また、指定地域の大部分を美山が占めることから、美山を入れるべき。「京都丹波高原国定公園」を仮称とするに至った経緯を知りたい。</p>	8	<p>①この地域が一般的に「丹波高原」等と呼ばれていること、②公園指定予定区域がほぼ旧丹波国に当たること、③「都」との関係性の中で培われた文化などが端的に表せること等を考慮し、原案では「京都丹波高原国定公園」としております。なお、「美山」を名称に含めることについて京都府が関連市町等と検討を行ってまいりましたが、「美山」は「丹波」に包含されており、広域を表す名称でないことや、広域名称と地域名称の混在を避けること等から、原案では「美山」を含めない名称としております。</p>
2	<p>名称について</p> <p>京都丹波高原国定公園という名称に賛成。</p>	1	<p>名称の考え方については、1のとおりです。</p>
3	<p>公園区域について</p> <p>国定公園に指定する範囲が広大なのはなぜか。地理学的、生態学的にこの一帯が自然系のひとまとまりなのかもしれないが、保護すべき自然・景観・文化的資源のほとんどは美山地域に集中している。 保護の対象が広域にわたると負担が増え、本来保護すべきものの管理が十分に行き届かなくなるのではないか。 メリットだけでなく、デメリットも十分考慮したうえで指定されるべき。保護されるべき自然や文化資源が適切に管理され、その価値を損なわずに今後も生き続けるための「国定公園指定」であることを願う。</p>	1	<p>これまでの知見の集積等や関係機関等との調整の結果、自然植生が見られる優れた森林地域、貴重な生物が生息する高層湿原、京都の文化・歴史をささえた森林や河川、街道周辺の里地・里山地域が一体的に広がる範囲を公園区域案としております。 国定公園に指定された後も、引き続き、京都府において自然や文化資源が適切に保全されるよう管理される予定です。</p>
4	<p>公園区域について</p> <p>「君尾山の大神」が公園区域に含まれているが、「森の巨人たち百選」にも選定されている上津灰の大ミズメのある領域も含めるべき。</p>	1	<p>国定公園の区域については、単木のみでの評価によるものではなく、これまでの知見の集積等や、関係機関等との調整の結果、自然植生が見られるすぐれた森林地域、貴重な生物が生息する高層湿原、京都の文化・歴史をささえた森林や河川、街道周辺の里地・里山地域が一体的に広がる範囲を公園区域案としております。</p>

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
5	公園区域について 弥仙山、君尾山、頭巾山はいずれも自然景観に優れトチ、ヤマシャクヤク、イチゲ等々が分布し植物相もよく似ているが、弥仙山及びその周辺地域は公園指定されていない。弥仙山、君尾山、頭巾山を公園として一体的に保存し、公園施設の整備を図るべき。	1	これまでの知見の集積等や、関係機関等との調整の結果、自然植生が見られるすぐれた森林地域、貴重な生物が生息する高層湿原、京都の文化・歴史をささえた森林や河川、街道周辺の里地・里山地域が一体的に広がる範囲を公園区域案としております。
6	公園計画について 両生類や魚類など河川生態系の豊かさが評価されているが、河川沿いはほぼ普通地域となっている。防災面では難しいかもしれないが、工事に関して多自然型工法にするなど積極的に河川環境を保護する姿勢は必要ではないか。	1	この地域の里地・里山景観は、人々の暮らしや歴史・文化によって形作られてきたものであり、当該景観を今後も維持するためには、人々の営みが重要です。河川沿いは、地域の人々の生活圏となっておりますので、日常生活・里地里山の手入れに支障がないように、普通地域とさせていただいております。なお、河川工事の際は、京都府の工事担当部局と自然保護部局が調整の上、自然環境への影響を評価し、当該公園の風景に支障がないよう配慮がなされる予定です。
7	公園計画について 生態系維持管理計画の具体性が全くない。どこで誰が何をモニタリングし、対策をするのか。鹿害だけでなく、環境の変化(開発やオーバーユースなど)についても生態系維持管理計画に組み込むべき。	1	より具体的な施策については、京都府において生態系維持回復計画に基づき、生態系維持回復事業計画を今後策定する予定です。生態系維持回復事業計画については、人為以外による生態系被害の更なる拡大を防止し、回復を図ることを目的とするものですが、ご提案いただいた内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	公園計画について 芦生研究林の軌道は大学が管理しているが、土地は国有地で路線は南丹市道と入り組んだ利用となっている。大学に頼らず公道として計画路線に組み込むことが望ましい。また、ガイドツアーが集中して利用する箇所には、看板やデッキの設置を公園事業として行うべき。	1	芦生研究林の利用のあり方については、引き続き、京都府において芦生研究林の管理者である京都大学等関係機関と十分調整がなされる予定です。
9	公園計画について 歩道は作るだけでなく、きちんと管理すること。環境に配慮しつつ、管理に手間のかからない設計と、効果的な利用の方法を計画してもらいたい。佐々里峠から灰野集落へつながる歩道も公園計画に入れてほしい。	1	今後、調整が整った路線から順次、京都府において具体的な歩道事業の決定が行われ、事業執行が進められる予定です。なお、佐々里峠から灰野集落へつながる道は、芦生研究林と密接に関連するものであり、研究林の適切な管理の観点から利用施設計画には位置付けておりません。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
10	公園計画について この地域から都へ、桂川を利用したり峠を越えたりして木材や炭や薪、アユなどを運搬してきたが、これに関係した史・資料を収集した資料館をぜひ建設してほしい。併せて、現状では大きなネックとなっている交通網の整備、遊歩道の整備、休憩所トイレの設置などを早急に推進してほしい。	1	具体的な施設整備については、公園計画に基づき、京都府においてどこにどのような機能の施設を整備するか検討される予定です。いただいたご意見は今後の参考として、京都府にお伝えさせていただきます。
11	公園計画について 美山町側の古道は自然林の中を通る、古人が岩を開鑿して作った立派な道である。植林から林道に至る短い登山道よりは植物や地質について考えながら逍遙できる自然林の中の長い古道を活用すべきである。	1	歩道など利用施設計画は、適正な利用を増進するために今後の実現の可能性の見通しのうえに立って定めるものとしております。
12	公園計画について 八丁平湿原集水域では、水質への影響を考え、人工建造物は建設しない方向できている。かつてあった小屋も移転し、林道は集水域の入り口で迂回し、湿原周辺の周辺歩道も木道でつくられてる。今回計画されている園地の施設、歩道はどのような内容になるのか大変危惧している。貴重な自然環境を破壊しないためにも、新たに建設する必要ないと考えている。	2	八丁平への計画を予定している園地や歩道は、既存の施設を園地事業や歩道事業に位置づけることを想定しており、京都府において、今後の整備としては、八丁平の自然環境に十分配慮しながら、既存歩道の改修、解説看板の設置、防鹿柵の設置などが検討されております。
13	公園計画について 歩道は洞峠周辺のみでなく古屋から洞峠に至る「道なき道」の遊歩道化も計画計上されるべき。 □	1	利用施設計画は、適正な利用を増進するために今後の実現の可能性の見通しのうえに立って定めるものとしております。
14	公園計画について 八丁平及び周辺を生態系維持回復計画(事業)の対象地にしてほしい。	1	生態系維持回復計画については、公園区域全域を対象としております。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
15	公園計画について 佐々里峠園地と小野村割岳登山線を計画から外してほしい。	1	佐々里峠園地は、京都府において看板等の設置を想定し、また、小野村割岳登山線は、既存の歩道を計画に位置づけるものであり、現時点で大規模な整備等は予定されておりません。具体的な整備の計画については、京都府において関係機関等からご意見をいただきながら検討される予定です。なお、看板等による芦生研究林への不法入林禁止の啓発などを実施することで、当該利用施設が、芦生をはじめとする周辺の自然環境の適正な利用の推進に寄与するものと考えております。
16	公園計画について 大谷南尾根付近には、貴重な植生も分布していることから、第1種特別地域を拡張してほしい。	1	特別地域の地種区分については、京都府において地権者等関係者との調整を踏まえたものであることから、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
17	公園計画について 櫃倉谷源頭付近に残る原生林地域を第1種特別地域に指定してほしい。	1	特別地域の地種区分については、京都府において地権者等関係者との調整を踏まえたものであることから、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
18	公園計画について 由良川カヅラ谷出会東側の地域に残る原生林を第1種特別地域に指定してほしい。	1	特別地域の地種区分については、京都府において地権者等関係者との調整を踏まえたものであることから、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
19	公園計画について 久多演習林隣接県境尾根南側には、貴重な植生も分布していることから、第2種特別地域に指定してほしい。	1	特別地域の地種区分については、京都府において地権者等関係者との調整を踏まえたものであることから、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
20	公園計画について 中山谷山～オクノタニに広がる天然更新二次林を第2種特別地域に指定してほしい。	1	特別地域の地種区分については、京都府において地権者等関係者との調整を踏まえたものであることから、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
21	公園計画について 芦生園地を削除し、芦生オクノタニ線(歩道)を位置づけてほしい。芦生研究林は教育・研究の中核施設として位置づけることが望ましく、研究林のすぐ横に、不特定多数の者の用に供することを目的とした園地を設置すべきではない。芦生オクノタニ線は新規の歩道であり、その分、秘境的インパクトが強いと考える。	1	芦生園地については、芦生の適正利用を推進する機能も含め、京都府において芦生研究林を管理する京都大学等関係機関と調整した結果、公園計画に位置づけることを予定しております。歩道計画については、歩道整備による自然環境への影響や今後の歩道管理を踏まえ、現在すでに利用されている歩道を位置づけることを基本としているため、ご提案いただいた芦生オクノタニ線を計画に位置付けることについては、今後の施策の参考とさせていただきます。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
22	公園計画について 中山谷山線(歩道)を位置づけてほしい。当該歩道の新設にあたっては、芦生研究林への無許可入山禁止策の制約を加えることで、芦生研究林を間近で見ることができる歩道としての魅力が生じるのではないかと。	1	歩道計画については、歩道整備による自然環境への影響や歩道管理を踏まえ、現在すでに利用されている歩道を位置づけることを基本としているため、ご提案いただいた中山谷山線(歩道)を計画に位置付けることについては、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	公園計画について 美山トレイル線の起点へのアクセス、八ヶ峰登山道へのアクセス、中山谷山歩道へのアクセス、国道162号の代替ルートとして関東福井方面から美山東部への観光アクセスの観点から、田歌一五波峠線(車道)を位置づけてほしい。	1	車道計画については、公園内にある車道のすべてを対象とするものではなく、公園利用の機能が強いものを対象としております。ご提案いただいた田歌一五波峠線については、現状は公園利用の機能が強い道路とは想定しておりませんが、国定公園指定後の利用動向も踏まえつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	公園計画について 八ヶ峰登山のための付帯駐車スペースの確保や美山トレイル線(歩道)の起点のために、五波峠休憩所を位置づけてほしい。	1	国定公園指定に向けた調査や検討の結果、当該エリアに休憩所を位置づけることは想定しておりませんが、いただいたご意見については、国定公園指定後の利用動向も踏まえつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	公園計画について 計画書P18「単独施設を次のとおりとする」及びP21「歩道を次のとおりとする」の後に、「ただし、自然環境整備交付金の申請にあたっては、風致・景観の維持と利用者の安全管理との両立について事前の実地調査を行い、パブリックコメントを募集し、整備の実現性を精査することとする。」を加えてほしい。	1	いただいたご意見は、公園事業執行に係る際のご意見ですので、原案のとおりとさせていただきます。なお、実際に整備を行う際には、京都府において地元関係者等と十分に調整する予定です。
26	公園計画について 中園地を削除してほしい。	1	中園地については、例えばエコツーリズムなどの利用拠点など美山町全体の利用拠点として位置づけているため、原案のとおりとさせていただきます。
27	公園計画について 小野村割岳登山線(歩道)を削除してほしい。	1	小野村割岳登山線(歩道)については、15のとおりです。
28	公園計画について 佐々里峠園地の位置を、京都市左京区広河原菅原もしくは南丹市美山町佐々里へ移動し、休憩所としてほしい。	1	佐々里峠園地については、15のとおりです。
29	公園計画について 美山トレイル線(歩道)の終点を京都市左京区菅原もしくは南丹市美山町佐々里へ移動し、佐々里峠へ向かう区間を削除してほしい。	1	美山トレイル線(歩道)の終点については、京都府において歩道の利用や管理、地元関係者等との調整を踏まえたものであるため、原案のとおりとさせていただきます。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
30	公園計画について 品谷山・廃村八町線(歩道)の起点を京都市左京区菅原へ移動し、刑部溪や佐々里峠へ向かう区間を削除してほしい。	1	品谷山・廃村八町線(歩道)の起点については、京都府において歩道の利用や管理、地元関係者等との調整を踏まえたものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
31	公園計画について 八丁平園地を削除してほしい。	1	八丁平(園地)については、12のとおりです。
32	公園計画について 八丁平線(歩道)を削除してほしい。	1	八丁平線(歩道)については、12のとおりです。
33	公園計画について 美山トレイル線(歩道)の五波峠－知見坂区間を削除し、同区間は既存の遊歩道ルートを使用してほしい。	1	五波峠－知見坂区間は県境に位置することから、事業の決定、執行に当たっては、京都府において関連する地方公共団体と十分に調整がなされる予定です。
34	公園計画について 計画書P24の生態系維持回復計画の事業実施方針に「加えて、著しい農業被害をもたらす、里山の生活基盤を破壊することで国定公園の風致の維持を困難にする、イノシシ、日本猿についても、必要に応じ、鹿と同様の対策を実施する。なお、本事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく京都府野生鳥獣被害対策の事業と情報を共有し、連携してあたることとする。	1	イノシシやニホンザルが、当該地域の風景地にどのような影響を与えているのかについては未確定な部分が多いため、ご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
35	その他 芦生研究林は重要な場所であり、研究林内は、立ち入りが禁止されるべき。 少なくとも、研究林管理者の京都大学側と事前調整は必要ではないか。 また、いまだに国立公園・国定公園がレクリエーション重視なのだと感じる。	1	現在、芦生研究林は京都大学による入山管理が行われていますが、国定公園区域に指定することについては、事前に京都大学等関係機関と調整を行っております。 また、自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としております。
36	その他 国定公園化に際して、指定区域内の住民や関係法人にはどのように情報周知されるのか。	1	京都府による住民説明会の開催等を通じて、関係者への情報周知を図って参りましたが、引き続き、京都府によるイベントの開催や各種広報でPRしていく予定です。
37	その他 北陸新幹線(若狭ルート)の検討と整合性を図るべき。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
38	その他 文化景観も国定公園の構成要素として重視しているようだが、過疎化に伴い継続が困難になってきている。文科省や教育委員会と連携して支援するなどしてほしい。	1	文化景観は、当該公園にとって重要な要素と考えておりますので、京都府において教育委員会や文化政策担当部局等とも連携していく予定です。
39	その他 国定公園に伴って、地元では財産権を侵害されたという見方もある。一方で、レクリエーションのために個人の土地も開放すべきという見方もされる。ここに限定した話ではないが、根気よく説明を続けてもらいたい。	1	国定公園の意義について、多くの方にご理解いただけるよう、引き続き、京都府による説明等が行われる予定です。
40	その他 高齢化を抱えているこの地域が、地に足をつけて自然と文化を継承してけるように、現在の「森・川・里」を守る礎となる、日々の地道な山仕事や農作業を末永く維持できる、きめ細やかな施策をお願いしたい。	1	ご指摘のとおり、当該地域は、地域の人々の日々の暮らし、文化、歴史によって形作られた風致が評価されておりますので、この風致が維持されるよう、地域の方々と連携させていただきながら、京都府において適切に管理される予定です。
41	その他 四季の移ろいや雄大な景観、伝統的な生活文化を国民に広く知っていただくためにも、ビジターセンターの設置が必要。自然と生活文化が維持されていて公園の奥座敷とも言うべき古屋(綾部市)に、国直轄のビジターセンターやレンジャーが設置されるべき。	1	国定公園においては、制度上、都道府県が中心に管理することになっているため、国直轄のビジターセンターの整備や国家公務員のレンジャーの配置は基本的にできませんが、京都府において、適正な保護と利用の増進のあり方について検討が進められる予定です。

京都丹波高原国定公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
42	<p>その他</p> <p>社会背景が大きく変化する中で美しい森林をどのように守っていくか。山間部は人口が減少・高齢化し、来春には小学校も統合される。山が荒れると鹿などが有害鳥獣化、多頭化して更に人々を追い出しにかかる。この悪循環を断ち切るためにも外部からのテコ入れが絶対に必要。</p> <p>芦生演習林では、特に鹿の食害がひどく、生態系にも大きく影響を及ぼしているようで、今回の指定に関する計画書においても、この食害対策について記述がある。これは全国的な問題で、今回のこの指定で模範となる対策が打ち出されれば、国定公園の指定で観光振興だけが目立つということのない、比類無き指定になると確信しております。</p> <p>今回の指定区域には高速道路も無ければ、鉄道も無く、一般の道路しかない地域で、派手さはない。しかし、「茅葺きの里」の保存に見られるように、地元の人々の地域を守っていくとする情熱とそれをサポートする自治体を地区外の人々や関係団体は熱く見守っている。</p>	1	<p>指定予定の公園区域内においてもシカの食害が見られますので、公園事業としてシカ対策が行えるよう生態系維持回復計画を公園計画に位置づける予定です。</p> <p>また、当該地域は、地域の人々の日々の暮らし、文化、歴史によって形作られた風致が評価されておりますので、この風致が維持されるよう、地域の方々と連携させていただきながら、京都府において適切に管理される予定です。</p>